

地 基 企 第 6 号
平成28年1月26日

地方公務員災害補償基金
各 支 部 事 務 長 殿

地方公務員災害補償基金
企 画 課 長
(公 印 省 略)

「年金のしおりの交付方法等について」の一部改正について（通知）

年金のしおりの交付方法等について（平成7年8月1日地基企第52号）の一部を別添のとおり改正し、平成28年4月1日から施行することとしたので、その実施に遺漏のないように願います。

記

参考1の1の表2中「0.86」を「0.88」に、「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改める。

「年金のしおりの交付方法等について」の一部改正について

「年金のしおりの交付方法等について」(平成7年8月1日地基企第52号)の一部を次のように改正する。

参考1の1の表2中「0.86」を「0.88」に、「0.91(第1級又は第2級)」を「0.92(第1級)」に、「0.90」を「0.91」に改める。

「年金のしおりの交付方法等について」の一部改正について（平成 28 年 1 月 26 日地基企第 6 号）
 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○年金のしおりの交付方法等について（平成 7 年 8 月 1 日地基企第 52 号）

改 正 後				現 行			
参考 1				参考 1			
傷病補償年金のしおり				傷病補償年金のしおり			
地方公務員災害補償基金				地方公務員災害補償基金			
1 傷病補償年金の額 傷病補償年金の額は、傷病等級に応じて、1 年につき、表 1 に掲げる額となります。				1 傷病補償年金の額 傷病補償年金の額は、傷病等級に応じて、1 年につき、表 1 に掲げる額となります。			
表 1 (略)				表 1 (略)			
注 1～注 2 (略)				注 1～注 2 (略)			
なお、この年金と同一の事由により表 2 の「同一の事由により支給される他の法令の年金」の項に掲げる年金の支給を受ける場合には、傷病補償年金の額は、表 1 に掲げる額に表 2 の年金の種類に応じた「調整率」を乗じて得た額に調整されます。				なお、この年金と同一の事由により表 2 の「同一の事由により支給される他の法令の年金」の項に掲げる年金の支給を受ける場合には、傷病補償年金の額は、表 1 に掲げる額に表 2 の年金の種類に応じた「調整率」を乗じて得た額に調整されます。			
表 2				表 2			
同一の事由により支給される他の法令の年金	調整率(1)	調整率(2)		同一の事由により支給される他の法令の年金	調整率(1)	調整率(2)	
障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73	0.82 (第 1 級又は第 2 級は 0.81)		障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73	0.82 (第 1 級又は第 2 級は 0.81)	
障害厚生年金等 (当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88	0.92 (第 1 級は 0.91)		障害厚生年金等 (当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86	0.91 (第 1 級又は第 2 級は 0.90)	
障害基礎年金 (当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法改正前国共済法若しくは平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88	0.92 (第 1 級は 0.91)		障害基礎年金 (当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法改正前国共済法若しくは平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88	0.92 (第 1 級は 0.91)	

旧国民年金の障害年金	0.89	0.93 (第1級又は第2級は0.92)	旧国民年金の障害年金	0.89	0.93 (第1級又は第2級は0.92)
注1～注2 (略) 2～11 (略) 参考2～3 (略)			注1～注2 (略) 2～11 (略) 参考2～3 (略)		

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の地方公務員災害補償法施行令附則第三条第一項及び第三条の二第一項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた地方公務員災害補償法第二十五条第一項第三号に規定する傷病補償年金（以下この項において「傷病補償年金」という。）及び同条第一項第二号に規定する休業補償（以下この項において「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

総務大臣 山本 早苗

内閣総理大臣 安倍 晋三

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十八年一月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十五号

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）附則第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表一の項下欄中「〇・八六」を「〇・八八」に改め、同表二の項下欄中「〇・

九一（第一級又は第二級）を「〇・九二（第一級）」に、「〇・九〇」を「〇・九一」に改める。

附則第三条の二第一項の表中「〇・八六」を「〇・八八」に改める。